

## 令和7年9月12日からの大雨による被害を受けた方の 水道料金・下水道使用料の減免について

---

この度は集中豪雨の被害に遭われた方につきまして、心よりお見舞い申し上げます。

上下水道局では、今回の大雨で被害を受けた方が、自宅や店舗などの建物等の清掃に使用された水道の使用量にかかる水道料金および下水道使用料の一部について減免を行います。

### ・減免の対象者について

---

令和7年9月12日からの大雨による被害を受け、四日市市の発行する罹災証明書または被害届出証明書の交付を受けた水道契約者

※直接上下水道局と水道の契約を締結している使用者様をご負担された水道料金等が減免対象となりますので、管理会社や所有者、管理組合等へ水道料金等をお支払いいただいている方は、減免対象外となります。

### ・減免金額について

---

減免の対象となる水量は、自宅や店舗などの建物等の復旧のために清掃で使用したために、平時と比べて一時的に増加した水道の使用量にかかる水道料金および下水道使用料です。

減免となる清掃に使用した水量は、お客様が申告する放水時間をもとに水道局で概算して決定します。放水量の概算方法は、お客様の使用する水道メーター口径に応じて異なります。

### <減免金額の目安>

口径 20mm（一般的な住宅の口径）の水栓で、復旧のための清掃に水道を合計で約3時間使用。清掃に使用した水量を含む検針時に発行された「ご使用水量のお知らせ」に記載の使用水量が 55 m<sup>3</sup>だった場合。

口径 20mm の水栓は、1 時間放水した場合 1.6 m<sup>3</sup>使用したとみなし、  
減免水量 = 1.6 m<sup>3</sup> × 3 時間 = 4.8 m<sup>3</sup> ≒ 5 m<sup>3</sup>（料金計算は小数点以下切り上げ）

### 2 ヶ月あたりの水道料金・下水道使用料

【減免前】 使用水量 55 m<sup>3</sup> 水道料金 8,425 円 下水道使用料 9,845 円 合計 18,270 円

【減免後】 使用水量 50 m<sup>3</sup> 水道料金 7,590 円 下水道使用料 8,910 円 合計 16,500 円

水道料金は 835 円、下水道使用料は 935 円、合計で 1,770 円の減免

※申告いただいた放水時間について、使用状況等の確認を上下水道局が行う場合があります。

## ・申請方法

---

建物等の復旧のための清掃が完了した時点で申請を行ってください。

申請は以下のいずれかの方法でお願いします。

### 1. オンライン申請

Logo フォームから申請ができます。

Logo フォーム URL: <https://logoform.jp/form/7p72/1236768>



オンライン申請の場合、罹災証明書の写し、または被災届出証明書の写しの添付は不要です。上下水道局から市民生活課に交付の有無の確認を行います。

### 2. 書面での申請

以下の書類を提出先へ提出してください。

①水道料金等減免申請書

②罹災証明書の写し、または被災届出証明書の写し

※②の交付を受けたが手元に無く提出できない場合は、上下水道局から市民生活課に交付の有無の確認を行います。

提出は、窓口・郵送・FAX・メールのいずれかの方法でお願いします。

[●水道料金等減免申請書 \(PDF\) の様式はこちら](#)

## 提出先

〒510-0076 四日市市堀木一丁目3番18号

四日市市上下水道局お客様センター 料金係

TEL:059-354-8355 FAX:059-354-8375

Mail:okyakusamacenter@city.yokkaichi.mie.jp

## ・申請可能期間

---

令和8年3月31日（火）まで

## ・申請後の流れ

---

①上下水道局にて内容確認を行った後に、減免額を記載した通知書を送付します。

②減免対象となる検針分の水道料金・下水道使用料が未払いの場合は、減額後の金額で御請求させていただきます。

③支払い済の場合は、減免額をお客様へ還付いたします。

### 《注意》

※申請書の提出されるタイミングによっては、減額後の支払いではなく、一旦支払いいただいた後に還付となる場合があります。

※クレジットカード支払いを利用されている場合は、カード決済会社とのやり取りの都合上、減免後の金額で支払う時に限り納付書で支払っていただくことになります。

※申請書の記入内容に不明な点がある場合は、上下水道局から連絡させていただくことがあります。